



市 章

大津市公報

令 和 7 年 3 月 17 日
号 外 (第 10 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 10 大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1
- 11 大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則…………… 1
- 12 大津市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に基づく患者等の自己負担額の認定に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 13 大津市火災予防規則の一部を改正する規則…………… 2

○ 告 示

- 87 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について…………… 8
- 88 令和2年告示第207号(情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について)の一部改正…………… 8

○ 消 防 局 訓 令

- 1 大津市消防職員安全衛生管理規程の一部改正…………… 8

規 則

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年3月17日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第10号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例(令和6年条例第52号)の施行期日は、令和7年4月1日とする。

大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年3月17日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第11号

大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則

大津市コミュニティセンター条例(令和元年条例第45号)附則第1条第1項第30号に掲げる規定の施行期日は、令和7年4月1日とする。

大津市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に基づく患者等の自己負担額の認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月17日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第12号

大津市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に基づく患者等の自己負担額の認定に関する規則の一部を改正する規則

大津市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に基づく患者等の自己負担額の認定に関する規則(平成21年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第37条第2項」の次に「(法第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、「同条第1項」を「法第37条第1項、第44条の3の2第1項及び第50条の3第1項」に改める。

第2条第1項中「第37条第1項」の次に「、第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項」を、「により患者」の次に「若しくは新感染症の所見がある者(以下単に「患者」という。)」を加え、「同条第2項」を「法第37

条第2項に改め、同条第2項中「の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、前々年分の所得税額）」を「について法第19条若しくは第20条（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）又は法第46条の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院又は協力の求めのあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額」に改める。

別表中「所得税額の」を「所得割の額の」に、「1,470,000円」を「564,000円」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

- 1 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表備考第2項中「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を同備考第3項とし、同備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 当該患者、その配偶者又は当該患者と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月17日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第13号

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（消火等の訓練の実施）」に改め、同条第1項中「消防訓練実施届出書」を「自衛消防訓練通知書」に改め、同条第2項中「届出」を「通知書の提出」に改める。

第21条第1項中「及びその使用内容の変更」を削り、「防火対象物使用（変更）届出書」を「防火対象物使用開始届出書」に、「場合には、防火対象物棟別概要追加書類（様式第13号の2）を添付」を「ときは、当該棟ごとに、当該届出書を作成」に改め、同条第3項中「以外」を「資料以外」に、「同項各号」を「当該各号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項の規定は、条例第44条の規定による防火対象物の使用内容の変更の届出について準用する。

第22条第1項第2号中「変電設備等設置届出書」を「急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書」に改める。

第31条の表中	第3条の2第2項の規定による消火、 通報又は避難の訓練	第48条第2項の規定による避難の訓練	を 第 通
	消防訓練実施届出書（様式第4号）	消防訓練実施届出書（様式第4号に必要の修正を施したものである。）	

3条の2第2項の規定による消火、 報又は避難の訓練	第48条第2項の規定による避難の訓練	に改める。
------------------------------	--------------------	-------

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

自衛消防訓練通知書

(宛先) 大津市 消防署長		年 月 日	
		氏 名 _____	
		電話番号 _____	
防火対象物又は防災管理対象物	所在地	—	
	名称		
	令別表第1に掲げる区分		訓練参加人員 人
訓練実施事業所等名称			
訓練日時		年 月 日 時 分 ~ 時 分	
訓練種別			
訓練概要			
消防職員の派遣			
受付欄		経過欄	

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第21条関係)

(第1葉)

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
(宛先) 大津市 消防署長					
届出者 住 所 ー					
電話 ー ー					
氏 名					
所 在 地		ー 電話 ー ー			
名 称		主 要 用 途			
建築確認年月日		年 月 日		建築確認番号	
消防同意年月日		年 月 日		消防同意番号	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 (予定) 年月日	年 月 日	使 用 開 始 (予定) 年月日	年 月 日
他の法令による 許 認 可					
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延面積	m ²
従 業 員 数			公開時間又は 従 業 時 間		
屋外消火栓、動力 消防ポンプ、消防 用 水 の 概 要					
その他必要事項					
受 付 欄			経 過 欄		

(第2葉)

防火対象物種別概要(第号)	用 途		構 造				特殊消防用設備等の概要	
	種別 階別	床面積 (㎡)	用途	消防用設備等の概要				
				消火設備	警報設備	避難設備		消火活動上必要な施設
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

様式第13号の2を削る。

様式第15号及び様式第16号を次のように改める。

様式第15号 (第22条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・
 ヒートポンプ冷暖房機・
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日					
(宛先) 大津市 消防署長					
届出者 住 所 ー (電話 ー ー) 氏 名					
防 火 対 象 物	所在地	ー			
	名 称	主要用途		電話 ー ー	
設 置 場 所	用 途	床面積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用 設 備 等	
	構 造	階 層			
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着工 (予定) 年月日		年 月 日	竣工 (予定) 年月日	
	設 備 の 概 要				
	使用する 燃 料 ・ 熱 源 ・ 加 工 液		種 類		使 用 量
	安全装置				
取扱責任者の職氏名					
工 事 施 工 者	住 所	ー			
	氏 名	電話 ー ー			
受 付 欄			経 過 欄		

様式第16号 (第22条関係)

急速充電設備・燃料電池発電設備・
発電設備・変電設備・蓄電池設備 設置届出書

年 月 日					
(宛先) 大津市 消防署長					
届出者 住 所 ー					
(電話 ー ー)					
氏 名					
防 火 対 象 物	所在地	ー			
	名 称	用 途	電話 ー ー		
設 置 場 所	構 造	場 所		床 面 積	
				m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等	不燃区画	換気設備		
届 出 備	電 圧	V		全出力又は蓄電池容量	kW
					kWh
	着工(予定)年月日	年 月 日		竣工(予定)年月日	年 月 日
	設備の概要	種 別			
主任技術者氏名					
工 事 施 工 者	住 所	ー			
	氏 名	電話 ー ー			
受 付 欄			経 過 欄		

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

大津市告示第87号

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和7年3月17日

大津市長 佐 藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条項	適用期日
防火対象物の使用の届出	大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）	第21条第1項	令和7年4月1日
防火対象物の使用内容の変更の届出		第21条第5項において準用する同条第1項	
火を使用する設備（大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）第45条第1号から第13号までに掲げるものに限る。）の設置の届出		第22条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）	

大津市告示第88号

令和2年告示第207号（情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月17日

大津市長 佐 藤 健 司

「実施の届出」を「実施の通知」に改める。

消 防 局 訓 令

消防局訓令第1号

大津市消防職員安全衛生管理規程（昭和59年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月17日

大津市消防局長 正 田 正 道

目次中「～第4条」を「一第4条」に、「総括安全衛生責任者等（第5条～）」を「総括安全衛生管理者等（第5条一）」に、「～第15条」を「一第15条」に、「～第21条」を「一第21条」に、「～第25条」を「一第25条」に、「～第28条」を「一第28条」に、「付則」を「附則」に改める。

第2条中「所属長」の次に「（消防局の課及び分室並びに消防署の課並びに分署及び出張所の長をいう。以下同じ。）」を、「として」の次に「、所属職員の公務災害の防止及び職場環境の整備を図り」を加える。

第4条中「常に安全衛生に関し、自己管理に」を「職場環境の安全管理及び自己の健康の維持増進を図ることの重要性を認識し、労働災害の防止及び健康保持のための取組を積極的に行うよう」に、「総括安全衛生責任者」を「総括安全衛生管理者」に改める。

第2章第1節の節名中「総括安全衛生責任者等」を「総括安全衛生管理者等」に改める。

第5条の見出しを「（総括安全衛生管理者）」に改め、同条第1項及び第2項中「総括安全衛生責任者」を

「総括安全衛生管理者」に改め、同条第3項中「総括安全責任者は、安全責任者及び衛生責任者」を「総括安全衛生管理者は、安全管理者及び衛生管理者」に改める。

第6条の見出しを「(安全管理者)」に改め、同条第1項中「及び各消防署に安全責任者」を「並びに各消防署及び分署に安全管理者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 安全管理者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。

(1) 消防局 参事、課長補佐又は副参事

(2) 消防署 課長補佐又は副参事

(3) 分署 分署長補佐又は副参事

第6条第3項中「安全責任者」を「安全管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第4項中「安全責任者」を「安全管理者」に改める。

第7条中「安全責任者」を「安全管理者」に改める。

第8条の見出しを「(衛生管理者)」に改め、同条第1項中「及び各消防署に衛生責任者」を「並びに各消防署及び分署に衛生管理者」に改め、同条第2項中「衛生責任者」を「衛生管理者」に、「有資格者のない場合は」を「当該資格を有する者がいないときは、」に改め、同条第3項中「衛生責任者」を「衛生管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第4項中「衛生責任者」を「衛生管理者」に改める。

第9条中「衛生責任者」を「衛生管理者」に改める。

第10条第2項第1号中「総括安全衛生責任者」を「総括安全衛生管理者」に改め、同項第2号中「安全責任者」を「安全管理者」に改め、同項第3号中「衛生責任者」を「衛生管理者」に改め、同条第3項中「総括安全衛生責任者」を「総括安全衛生管理者」に改め、同条第4項中「者を」の次に「委員会の会議(以下「会議」という。)に」を加え、同条第5項中「委員会」を「会議」に改め、同条第7項中「消防局総務課」を「消防局消防総務課」に改める。

第11条中「基づき、」を「基づくもののほか、必要と認めるときに随時」に改める。

第13条の見出し中「総括安全衛生責任者等」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条中「総括安全衛生責任者」を「総括安全衛生管理者」に、「安全責任者」を「安全管理者」に改める。

第14条中「安全責任者」を「安全管理者」に改める。

第16条中「基づき、」を「基づくもののほか、必要と認めるときに随時」に改める。

第23条(見出しを含む。)中「衛生責任者」を「衛生管理者」に改める。

第29条第1項中「安全責任者及び衛生責任者」を「安全管理者及び衛生管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「法令等で」を「法令等に」に、「を除くほか」を「のほか、」に改める。

「付 則」を「附 則」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。